

## 2022年度 新型コロナウイルス感染症に基づく出席停止措置について <学生配布用>

◎下記項目 1～4 に該当する場合は速やかに学生支援課へ連絡すること (0268-38-2352)

項目	出席停止期間	登校可能な目安・登校後の手続き等
1 本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合(簡易検査キットによる陽性も含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治癒するまで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的機関の指示に従い療養し、登校が可能になったらその旨を学生支援課へ連絡、許可を得たのち登校可能とする。</li> <li>・ 登校後学生支援課へ出席停止届を提出する。 【添付書類(写し)】 医療機関受診の証明書(領収書・処方箋)または、公的機関の指示書等関係書類</li> </ul>
2 保健所等から本人が、 <b>濃厚接触者・一般接触者・その他接触者</b> (以下、「 <b>接触者</b> 」という)であると連絡があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的機関の指示による健康観察期間が終わるまで (健康観察期間中は、保健室職員が聞き取り調査を継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的機関の指示に従い健康観察をし、登校が可能になったらその旨を学生支援課へ連絡し、許可を得たのち登校可能とする。</li> <li>・ 登校後学生支援課へ出席停止届を提出する。</li> </ul>
3 同居もしくは生活のほとんどを同一にする者が、接触者として公的機関のPCR検査対象または健康観察対象となった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全が確認されるまで (健康観察期間中は、保健室職員が聞き取り調査を継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接触者のPCR等検査の結果が陰性の場合、当日もしくは翌日から登校可能とする。</li> <li>・ 接触者のPCR等検査の結果が陽性の場合、公的機関の指示に従い健康観察をし、登校が可能になったらその旨を学生支援課へ連絡、許可を得たのち登校可能とする。</li> <li>・ 登校後学生支援課へ出席停止届を提出する。</li> </ul>
4 以下の症状がある場合 ①体温が普段より明らかに高い場合、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)がある場合 ②重症化しやすい学生(基礎疾患がある学生、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている学生)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合 ③上記以外で「発熱や咳などの風邪症状」が2日以上続く場合	<p><b>体調不良による欠席の場合は、必ず学生支援課へ連絡する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各科目において5回以内の欠席になるよう、自己管理する</li> <li>・ 医療機関の受診証明(領収書、処方箋の写し等)があれば出席停止として認める</li> <li>・ 欠席回数が増えた場合は、早目に学生支援課へ相談すること (注意)受診しない場合も、症状消失後2日が経過するまでは登校できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種薬剤等の服用のない状態で症状が消失した日を0日として、3日目から登校可能とする。</li> <li>・ 登校後学生支援課へ出席停止届を提出する。 【添付書類(写し)】 医療機関受診の証明書(領収書・処方箋等) PCR等検査の検査報告書(あれば)</li> </ul>

### 個人情報の取扱いについて

※ 上記1～4に該当した場合、学内における情報共有は最小限に留めます。ただし、学内集団感染において緊急を要する場合は、情報開示の範囲を検討します。

※ 学生の皆さんも、家族や親戚、友人等が感染者や接触者となった場合、知り得た情報を安易に口外することのないよう注意してください。

本学においては常に不織布のマスクを着用すること